

欧州委員会、2013年の欧州連合税関における知的財産権の権利行使に関する報告書を公表

2014年8月5日

JETRO デュッセルドルフ事務所

欧州委員会は、7月31日、「2013年の欧州連合（EU）の税関における知的財産権の権利行使に関する報告書（Report on EU customs enforcement of intellectual property rights - Results at the EU border 2013 -）」を同日に公表した旨をプレスリリースした。

同プレスリリースは、前述の報告書に基づき、EUの税関は2013年の間に約3,600万点の知的財産権被疑侵害品を差し押さえたと伝えており、この数値は2012年のものよりは少ないものの、EU域内への侵入を阻止した製品の総額は依然として高額であり、7億6千万ユーロ近くにも達するとしている。同報告書は2013年にEUの税関で差し押さえられた模倣品の種類、供給元及び輸送手段に関する統計データも提供しており、「衣料品」は差し押えを受けた模倣品のうちの約12%に上り、「医薬品」が約10%を占めている旨、同プレスリリースは報じている。また、郵便及び宅配小包を輸送手段としていた差押点数の割合は約70%に上り、郵便を輸送手段とする模倣品の約19%が医薬品に関するものであったとしている。

さらに同プレスリリースは、模倣品の出所について、66%が中国、13%が香港であったと指摘。ただし、「香水・化粧品」についてはトルコ、「食品」についてはエジプトというように、品目によっては他の国又は地域が第一位の供給元となっているものもあるとも伝えている。なお、同プレスリリースは、差し押えとなった事件のうちの約90%は、模倣品が破壊されて終わるか、侵害品であるかどうかを判断するための裁判事件にいたるかのいずれかの道を辿ったと報じている。

なお、報告書によると、差押点数の多い国はイタリア（約497万点）、スペイン（約352万点）、英国（約333万点）、ドイツ（約301万点）、フランス（約292万点）の順となっている。

EUは近年、税関における知的財産権の権利行使を強化する取組を行っている。その一環として、税関の知的財産権エンフォースメントに関する規則を2013年6月に改正しており、2014年1月1日から新規則（税関の知的財産権エンフォースメントに関する、そして、理事会規則(EC) No 1383/2003を破棄する、2013年6月12日付欧州議会及び理事会規則(EU) No 608/2013）の適用が開始されている。

－ 欧州委員会のプレスリリースは、以下参照 －

[Protecting Intellectual Property Rights: Customs authorities detain nearly 36 million fake goods at EU borders in 2013](#)

－ 欧州委員会の報告書は、以下参照 －

[Report on EU customs enforcement of intellectual property rights - Results at the EU border 2013 - \(PDF\)](#)

－ 欧州委員会が報告書と併せて公表した関連資料は、以下参照 －

[Customs action to tackle goods infringing Intellectual Property Rights - Frequently Asked Questions Facts and figures](#)

－ 2012 年の欧州連合税関における知的財産権の権利行使に関する報告書に関する欧州知的財産ニュースは、以下参照－

[欧州委員会、2012 年の欧州連合税関における知的財産権の権利行使に関する報告書を公表 \(2013 年 8 月 7 日\) \(PDF\)](#)

－ 欧州議会による税関における知的財産権の権利行使に関する新規則の採択に関する欧州知的財産ニュースは、以下参照－

[欧州議会、税関における知的財産権の権利行使に関する新規則を採択 \(2013 年 6 月 11 日\) \(PDF\)](#)

(以上)